

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き 申告をお忘れなく!!

提出期限：令和7年1月31日(金)

～早期(1月20日頃まで)の提出をおねがいします～



地方税法第383条の規定により、事業者には毎年1月1日現在、
越谷市内に所在する償却資産(固定資産税)の申告が義務付けられています。

●このような方に申告書をお送りしています

- (1) 昨年度までの申告により固定資産課税台帳に登録がある
- (2) 個人開業届／法人市民税届／保健所開設届／太陽光発電設備設置届／を提出した
- (3) 共同住宅等の事業用家屋を所有した など

●このような場合も申告が必要です

- (1) 所有資産が少額
(課税標準額150万円未満)
- (2) 前年と資産状況が変わらない
- (3) 全ての資産を手放した
- (4) 該当する資産がない

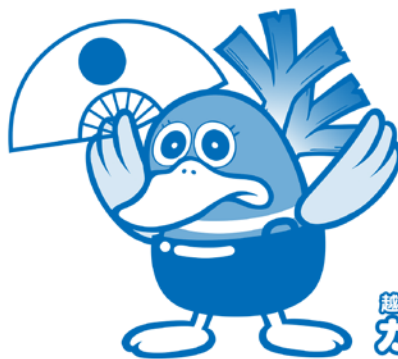
目次

I 償却資産の申告について	1	III 償却資産の評価・課税	8～9
1 申告方法		1 償却資産の価格と課税について	
2 提出する書類		2 減価率及び減価残存率一覧表	
3 電算処理により申告される方		3 非課税・課税標準の特例	
II 償却資産のあらまし	2～7	IV その他	10
1 償却資産とは		1 実地調査のお願い	
2 償却資産の種類と具体例		2 虚偽の申告／申告をしなかった場合	
3 業種別の主な償却資産と耐用年数		3 さかのぼり課税について	
4 申告の対象とならないもの		4 償却資産Q&A	
5 家屋と償却資産の区分		V 償却資産申告書の書き方	11～15
6 少額の減価償却資産の取扱い			
7 リース資産について			
8 取得価額における消費税の取扱い			
9 国税との主な違い			

お問い合わせ・提出先

越谷市行財政部資産税課 償却資産担当
場 所 越谷市役所 本庁舎2階
電 話 048-963-9147(直通)

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分



越谷特別市民
ガーヤちゃん



越谷市

I 償却資産の申告について

1 申告方法

令和7年1月31日までに越谷市資産税課までご提出ください。
申告書・種類別明細書は、越谷市のホームページからダウンロードできます。

- (1) 所有資産が少額
(課税標準額150万円未満)
- (2) 前年と資産状況が変わらない
- (3) 全ての資産を手放した
- (4) 該当する資産がない
場合も申告が必要です。

(1) 郵送による申告	申告書（控用）に受領印が必要な場合は、必ず 返信先を記入した返信用封筒に切手を貼って 同封してください。(返信用封筒がない場合は返送できません。)なお、受領印が不要の場合は、申告書（控用）はお手元で保管してください。
(2) 資産税課窓口持参	混雑防止のため、できるだけ郵送及び電子申告での申告にご協力ください。 ※出張所での受付は行っていません。
(3) 電子申告 (eLTAX)による申告	詳しくは「eLTAX」ホームページ (https://www.eltax.lta.go.jp/)をご覧ください。 

2 提出する書類

- ・「令和7年度償却資産申告用参考資料」が同封されている方は、申告書作成の参考にしてください。
- ・前年度までの申告がもれていた資産があれば、あわせてご申告ください。

	令和7年1月1日 現在の状況	提出書類			申告内容
		償却資産申告書	種類別明細書 (増加・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	
申告 初めて する方	資産あり	●	●		全資産
	資産なし	●			申告書に「資産なし」と記入
前年度 (令和6年度) まで 申告した ことがある方	資産が増加した場合 (取得・受入など)	●	●		増加した資産 (電算処理の場合は全資産)
	資産が減少した場合 (売却・滅失・移動など)	●		●	減少した資産 (電算処理の場合は全資産)
	資産の増加・減少両方の場合	●	●	●	増加・減少した資産 (電算処理の場合は全資産)
	資産の増減がない場合	●			申告書に「増減なし」と記入
	全ての資産が減少した場合 (廃業・転出・合併など)	●		●	減少した資産

3 電算処理により申告される方

償却資産申告書	①全国統一様式(第26号様式)により、記載事項の全てを記載してください。
	②評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄については、必ず記載してください。
	③独自に作成した用紙を使用する場合は、事務処理の都合上、越谷市から届いた申告書もあわせて送付してください。
種類別明細書	①必ず 全資産を申告 してください。(資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。)
	②全資産について、評価額を記載してください。
	③課税標準額の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。 (特例ごとの集計表もあわせて提出してください。)
	④評価額の最低限度額は、取得価額の5%に相当する額です。 (備忘1円登録はありません。)

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**をいいます。主に、次の資産が該当します。

- ① 税務会計上、減価償却となる資産
- ② 事業の用に供しているが、企業会計上では簿外資産として取り扱っている資産
- ③ 企業会計上は建設仮勘定で経理しているが、1月1日時点で事業の用に供している資産
- ④ 減価償却済資産（耐用年数を経過後も事業の用に供している資産）
- ⑤ 資産所有者が他の者に貸し付けている資産（リース資産）
- ⑥ 割賦金の完済していない割賦買入資産で、すでに事業の用に供している資産
- ⑦ 遊休・未稼働だが、事業の用に供することができる状態にある資産
- ⑧ 社宅用、宿舍用、寮用など福利厚生のために供する償却資産

※ 償却資産の価値を増加させるための費用は【改良費】として、本体とは別に申告してください。

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例	
第1種	構 築 物	土木に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設 等
	建 物 附 属 設 備	建 物 附 属 設 備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等 ※詳しくは4・5ページ【家屋と償却資産の区分】をご参照ください。
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00～09」、「000～099」のもの）、ブルドーザー、パワーショベル 等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬 送 設 備	クレーン、コンベアー 等
		そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備 等
第3種	船 舶	モーターボート 等	
第4種	航 空 機	ヘリコプター 等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90～99」、「900～999」のもの）、フォークリフト、ショベルローダー、構内運搬車、自転車、被けん引車 等（注）自動車税・軽自動車税の課税客体となる車両は該当しません。	
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、パソコン、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具 等	

3 業種別の主な償却資産と耐用年数

業 種	主な償却資産の例	耐用年数	主な償却資産の例	耐用年数
各業種共通	緑化設備(花壇・庭園)	20	金庫	20
	広告塔(金属造)	20	ロッカー・キャビネット(金属製)	15
	受変電設備	15	応接セット	8
	砂利	15	ルームエアコン	6
	コンクリート塀	15	防犯カメラ	6
	コンクリート舗装	15	レジスター	5
	アスファルト舗装	10	コピー機	5
	外灯	10	テレビ	5
	金属塀	10	サーバー用パソコン	5
	フェンス	10	パソコン	4
	蓄電池設備	6	ネオンサイン	3
	簡易間仕切	3	看板	3
小売店	木製陳列棚	8	自動販売機	5
	冷蔵庫	6	冷凍庫	6
飲食店	厨房設備	8	カラオケ	5
	テーブル・いす	5	厨房用品	5
理美容業	湯沸かし器	6	タオル蒸器	5
	消毒殺菌機	5	パーマ器	5
	理容・美容いす	5	サインポール	3
クリーニング業	洗濯機	13	乾燥機	13
	脱水機	13	プレス機	13
医院・歯科医院	歯科診察用ユニット	7	治療用ベッド	5
	調剤機器	6	手術機器	5
	レントゲン機器	6	消毒殺菌用機器	4
	ファイバースコープ	6		
建設業	仮設用プレハブ	7	大型特殊自動車(ナバ・プレートを取得している場合は分類番号「9」、「90～99」、「900～999」、「0」、「00～09」、「000～099」のもの)	4
	ポータブル発電機	6		
	ブルドーザー	6		
	パワーショベル	6		
	フォークリフト	4		
ガソリンスタンド	独立キャノピー(金属造)	45	ガソリンタンク	8
	屋外照明設備	15	計量器	8
	オートリフト	8	火災報知設備	8
	オイルチェンジャー	8	洗車機	8
	充電器	8	ジャッキ	3
金属加工業	圧縮機	15	フライス盤	10
	ボール盤	10	研削盤	10
	旋盤	10	測定・検査工具	5
	プレス機	10		
不動産賃貸業	太陽光発電設備	17	側溝	15
駐車場業	機械式駐車設備	15	無人駐車管理装置	5
農業	ビニールハウス(金属造)	14	トラクター等の大型特殊自動車	7
	ビニールハウス(木造)	5	農業用設備	7
印刷業	デジタル印刷設備	4	活字盤鋳造機	10

※資産の種類の区分（1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具・器具及び備品）によって、耐用年数が異なる場合があります。

4 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車
- ② 自動車等に同所有者が取り付け、常時搭載しているカーナビゲーション等の機器
- ③ 取得価額が20万円未満のものを一括して、3年間で損金(必要な経費)に算入したもの
- ④ 取得価額が10万円未満のものを、一時に損金に算入したもの
- ⑤ 牛、馬、果樹、その他の生物(観賞用生物は除く)
- ⑥ 無形固定資産(特許権、実用新案権、ソフトウェア等)
- ⑦ 耐用年数が1年未満の資産
- ⑧ 繰延資産(開業費・下水道受益者負担金等)
- ⑨ 棚卸資産(貯蔵品、商品等)
- ⑩ **「家屋」として評価される建物**

↓ 住家、店舗、工場、倉庫その他の建物です。物置やガレージ等で、屋根や壁、基礎を有し、要件を満たすものは家屋として課税しますのでご注意ください。
詳しくはQRコードから市ホームページをご確認ください。



5 家屋と償却資産の区分

固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価します。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

・独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの、取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの等は、償却資産として取り扱います。

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合(テナント等)

・テナント等で、家屋の所有者と異なる者(賃借人)が取り付けた家屋の附帯設備(内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等)で、事業の用に供することができる資産は、賃借人が所有する償却資産となり、賃借人からの申告が必要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事(特定の生産又は業務用設備)		◎		◎
		配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	設備一式	○			◎
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
空調・換気設備	空調・換気設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エスカレーター、ダムウェーター等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備 (ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎

6 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以降に 取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日以降に 開始された事業年度に 取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、**申告対象** となります。

7 リース資産について

リース資産はその契約内容により、資産を貸している人(会社)が申告する場合と、実際に資産を借りて事業をしている人(会社)が申告する場合があります。

● = 資産の所在する市町村へ申告

× = 申告不要

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	×	●
売買にあたるようなリース資産	●	×

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンス・リース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されましたが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要がありますのでご注意ください。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。(地方税法施行令第49条ただし書)

8 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。

↳ 当該資産を取得するための通常支出すべき金額(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。)

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産税の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

9 国税との主な違い

項 目	国 税 (法人税・所得税)	固定資産税 (償却資産)
計 算 の 期 間	事業年度	暦年(賦課期日現在)
償 却 の 方 法	定率法・定額法の選択制 ※平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ	定率法のみ ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められる	認められない
増加償却 (法人税法・所得税法)	認められる	認められる
評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額)	備忘価額(1円)	取得価額の5%
改 良 費	原則区分、一部合算も可	区分評価



越谷特別市民
ガーヤちゃん

Ⅲ 償却資産の評価・課税

1 償却資産の価格と課税について

(1) 納税義務者等

納税義務者	賦課期日(令和7年1月1日)現在の償却資産の所有者
評価額の算出及び 決定価格について	前年中に取得したもの……取得価額×半年分の減価残存率
	前年前に取得したもの……前年度の評価額×1年分の減価残存率
	※評価額の最低限度額は、取得価額又は改良費の5%に相当する額
課税標準	賦課期日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたもの
税 率	1.4%
免 税 点	課税標準となるべき全資産の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
納 期	5月、7月、12月、翌年2月の4回

(2) 評価額の計算方法

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、資産一品ごとに算出します。

- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- ・算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

前年中に取得した資産(初 年 度)	取得価額×(1- <u>減価率</u> ÷2)
前年前に取得した資産(2年度目以降)	前年度評価額×(1-減価率)

※下線部分は、小数点以下第4位を四捨五入

【計算例】 取得価額: 1,000,000円、取得年月: 令和6年8月、耐用年数: 3年(減価率0.536)の資産の場合

令和7年度	1,000,000円	×	(1-0.536×1/2)	=	732,000円
令和8年度	732,000円	×	(1-0.536)	=	339,648円
令和9年度	339,648円	×	(1-0.536)	=	157,596円
令和10年度	157,596円	×	(1-0.536)	=	73,124円
令和11年度	73,124円	×	(1-0.536)	=	33,929円 < 50,000円 (※)

※令和11年度で算出額が取得価額の5%(50,000円)より小さくなるため、令和11年度以降の評価額は50,000円となります。

(3) 課税標準額及び税額

- ①課税標準額は、各資産の評価額を合算して算出します。ただし、課税標準の特例を受けた場合は適用後の額になります。
- ②税額は、課税標準額に基づき算出します。ただし、課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合は課税されません。

【計算例】 課税標準額: 7,654,321円の場合

7,654,000円	×	1.4%	=	107,156円	→	107,100円
課税標準額 (1,000円未満切捨)		税率				税額 (100円未満切捨)

2 減価率及び減価残存率一覧表

『固定資産評価基準』

別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」(抜粋)

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1ー減価率/2	前年前取得 1ー減価率
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1ー減価率/2	前年前取得 1ー減価率
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
25	0.088	0.956	0.912
30	0.074	0.963	0.926
35	0.064	0.968	0.936

3 非課税・課税標準の特例

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定により、非課税となるものがあります。

また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により、税負担の軽減を図るため課税標準の特例の適用があります。

該当資産がある場合には、種類別明細書の摘要欄に適用条項を記入するとともに、添付書類及び申告書を提出してください(非課税適用申告書及び特例措置申告書は市ホームページからダウンロードできます)。

※平成24年度税制改正により、地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部について、地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制と特例措置(通称：わがまち特例)」が導入されました。わがまち特例等、主な特例は次のとおりです。

名称	適用法令・条項	特例割合
公害防止用設備 (汚水又は廃液の処理施設)	地方税法附則第15条第2項第1号	1/2
公害防止用設備 (下水道除害施設)	地方税法附則第15条第2項第5号	4/5
特定事業所内保育施設	旧地方税法附則第15条第32項	5年間 1/3
家庭的保育事業の用に 供する償却資産	地方税法第349条の3第27項	1/2
居宅訪問型保育事業の用に 供する償却資産	地方税法第349条の3第28項	1/2
事業所内保育事業の用に 供する償却資産	地方税法第349条の3第29項	1/2
認定先端設備等導入計画に 従って取得した先端設備	地方税法附則第15条第44項	3年間 1/2
	※賃上げ方針を計画内(新規申請時)に位置付けた場合	
	① 取得が令和6年3月31日以前 ② 取得が令和6年4月1日以降	① 5年間 1/3 ② 4年間 1/3

IV その他

1 実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また実地調査に伴い、修正申告をお願いすることがあります。

2 虚偽の申告／申告をしなかった場合

申告すべき事項について、正当な理由なく申告をしない場合、地方税法第386条及び越谷市税条例第75条の規定により、過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により、罰金等を科されることがありますのでご注意ください。

3 さかのぼり課税について

申告もれ等により、過年度分の税額が発生する場合は、最大で5年度分までさかのぼって課税となります。また、追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、**納期は1回**となりますのでご注意ください。

なお、過年度に減少すべき資産があった場合は、その資産がいつから存在していないのかわかるよう、摘要欄等にその旨を記入してください。

4 償却資産Q&A

市ホームページにもQ&Aを掲載していますのでご覧ください。



Q1 わずかな償却資産しかない場合は課税されないと聞いたので、申告しなくてもよいですか？

A1 課税の有無にかかわらず事業用資産を所有している場合は申告が必要です。申告の結果、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

Q2 税務署へ確定申告をしています、市へも申告が必要ですか？

A2 別途、市への申告が必要です。固定資産税は市税、税務署への申告は国税（所得税や法人税）の計算のための申告です。また、国税と市税では償却資産の取り扱いが異なる場合があります。（P.7参照）

Q3 減価償却済みの償却資産の申告は必要ですか？

A3 申告が必要です。固定資産税における償却資産の最低限度額は、取得価額×5%です。耐用年数を過ぎて減価償却済みの資産も、事業に使用している限り申告が必要です。

Q4 提出した申告書に誤りがあった場合はどうしたらよいですか？

A4 「償却資産申告書」（第26号様式）の上部余白に赤で『修正』と記載し、備考欄や明細書等に修正内容が分かるように記載してご提出ください。

Q5 法人が合併や分割をして資産に移動があった場合、どのように申告すればよいですか。

A5 合併等により資産を承継した法人は、種類別明細書に承継した資産がわかるように記入し、申告書の備考欄に、『〇〇年〇月〇日、〇〇株を吸収合併し、すべての資産を継承』などと記入してください。資産がすべて減少した法人についても申告書を提出してください。

◎土地や家屋と異なり、登記制度のない償却資産は、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産状況を所有者に申告いただき、固定資産税の課税をしています。

◎法定の申告書提出期限を過ぎても、申告書は随時受け付けますので、ご提出をお願いします。

V 償却資産申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の記入例

※印字している住所、氏名、フリガナに変更がある場合は二重線で訂正し、余白に正しい内容を記入してください。
※消せるボールペンでは記入しないでください。

令和7年1月14日		令和7年度		越谷市長宛																			
受付印		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)																					
住所 1 住 所 (フリガナ) ① サイタマケンコシガヤシ コシガヤ 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2-1		343-0813		③ 1234567890123		84短縮耐用年数の承認 有・無		2 3 4 5															
所有者 2 氏 名 (フリガナ) ② マルマルガス カフシキカイシャ 〇〇ガス(株) シカウシカクカゴスコウゲンガイシャ 代表取締役 〇〇☆☆様 〇〇〇〇〇〇(住所) フリガス(屋号)		(電話) 048-964-2111		昭和50年10月		昭和50年10月		1234567890123		95増加償却の届出 有・無		106非課税該当資産 有・無		117課税標準の特例 有・無		12 特別償却又は圧縮記帳 有・無		13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法		14 青色申告 有・無		15 越谷市における事業所 (17 所有区分)	
資産の種類		取得⑩		価 値		⑪ 額		⑫ 額		⑬ ⑬		⑭ 越谷市 越ヶ谷4-2-1		⑮ 越谷市 越ヶ谷4-2-1		⑯ 越谷市 越ヶ谷4-2-1		⑰ 越谷市 越ヶ谷4-2-1		⑱ 越谷市 越ヶ谷4-2-1		⑲ 越谷市 越ヶ谷4-2-1	
1 構 築 物		2 000 000		2 000 000		10 000 000		10 000 000		12 000 000		12 000 000		12 000 000		12 000 000		12 000 000		12 000 000		12 000 000	
2 機 械 及 び 装 置		13 680 000		13 680 000		2 000 000		2 000 000		15 680 000		15 680 000		15 680 000		15 680 000		15 680 000		15 680 000		15 680 000	
3 船 舶																							
4 航 空 機																							
5 車両及び運搬器具		2 600 000		2 600 000		500 000		500 000		2 500 000		2 500 000		2 500 000		2 500 000		2 500 000		2 500 000		2 500 000	
6 工具・器具及び備品		3 900 000		3 900 000		700 000		700 000		4 150 000		4 150 000		4 150 000		4 150 000		4 150 000		4 150 000		4 150 000	
7 合 計		22 180 000		22 180 000		1 200 000		1 200 000		13 350 000		13 350 000		13 350 000		13 350 000		13 350 000		13 350 000		13 350 000	
処 理 欄		資産の種類		評 価		額 (a) ※		決 定 価 値 (b) ※		課 税 標 準 額 (c) ※		課 税 標 準 額 (d) ※		課 税 標 準 額 (e) ※		課 税 標 準 額 (f) ※		課 税 標 準 額 (g) ※		課 税 標 準 額 (h) ※		課 税 標 準 額 (i) ※	
所有者コード 0877766-3		1 構 築 物																					
区分		サマリー・増減なし		2 機 械 及 び 装 置																			
		増・減・更正		3 船 舶																			
		999・資産なし		4 航 空 機																			
パンチ・入力		5 運 搬 具																					
		6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品																					
照 合		1 回目		2 回目																			

貸主の名称等
〇〇△△リース
越谷市越ヶ谷△△-△△
(有) 〇〇△△-△△-△△
18備考 ★郵送で申告書の(注)を希望される方は、
切手を貼った返信用封筒(住所氏名等を
記入)を同封してください。
該当するものに○印をつけてください。
① 増加・減少資産あり(明細書添付)
2 増減なし(前年と変更なし)
3 該当する資産なし
④ 廃業・解散・転出・合併・住所・商号変更
その他 ()
異動日 令和6年5月31日
旧商号: □□ガス(株)
新商号: □□ガス(株)

申告書・種類別明細書は越谷市のホームページからダウンロードできます。→



- ①② 所有者の住所・氏名 (法人は社名)を印字してあります。
下記項目を記入してください。
・フリガナ
・屋号 (該当する場合)
・代表者名 (法人の場合)
・電話番号 (日中連絡がとれる番号)
③ 個人はマイナンバー(個人番号)を、法人は法人番号を提出用のみ記入してください。
④から⑦について
「有」の場合は下記の書類を添付してください。
④ 国税局長の承認通知書の写し
⑤ 税務署長に提出した届出書の写し
⑥⑦ 非課税適用・特例措置申告書と該当資産の資料
⑧ 貸主の名称・住所・電話番号等を記入してください。
⑨ 該当する番号に○印をつけてください。
4に該当する場合は、異動年月日を記入してください。
その他、合併・住所や商号の変更等があった場合は余白に記入してください。
(例) 『令和6年5月31日 □□ガス(有)から〇〇ガス(株)に商号変更』
⑩ (イ) 令和5年までに取得した資産の取得価額の合計を記入してください。
⑪ (ロ) 令和6年中に減少した資産の取得価額の合計を記入してください。
⑫ (ハ) 令和6年中に取得した資産の取得価額の合計を記入してください。
⑬ (ニ) 合計額を記入してください。

該当する方を○で囲んでください。

(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例

※網かけの欄は記入する必要はありません。
※消せるボールペンでは記入しないでください。

◎同封の「令和7年度 償却資産申告用参考資料」を使用して、資産の減少や登録内容の修正も可能です。

- ・資産を減少する場合：「令和7年度 償却資産申告用参考資料」のコピーをとり、上部に赤で「減少」と記入し、減少する資産を朱線二本で抹消し、右端の余白に減少事由及び区分を記入してください。
- ・登録内容を修正する場合：「令和7年度 償却資産申告用参考資料」のコピーをとり、上部に赤で「修正」と記入し、修正する資産を朱線二本で抹消し、その欄内に正しい内容を記入し、右端の余白に修正理由を記入してください。

令和7年度

種類別明細書（減少資産用）

令和7年度 償却資産申告用参考資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	145
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

(4) 償却資産申告書の記入例＜事例別＞

1 【所有者情報】所有者名や住所が変わった場合（所有者変更・商号変更・所在など）

新所有者情報を余白に記入してください。

※申告書右下の「18備考」欄に異動日及び異動事由を記入してください。

受付印	令和 7 年 1 月 14 日	令和 7 年度
	越谷市長宛	償却資産申告書（償却資産課税台帳）
1 住所 (フリガナ) (又は納税通知書送付先)	埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号 埼玉県越谷市千間台東2丁目9番地 (電話 048 - 964 - 2111)	3 個人番号又は法人番号
2 氏名 (フリガナ) (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	〇〇 〇〇 様 (屋号)	4 事業種目 (資本金等の額)
		5 本市における事業開始年月
		6 この申告に回答する者の係及び氏名
		7 税理士等の氏名

2 - (1) 【取得金額】前年と変更ない場合

「前年前に取得したもの(イ)」欄と同じ金額を「計(ニ)」欄に記入してください。

※申告書右下の「18備考」欄の2に○をつけてください。

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ) - (ロ) + (ハ)
1 構築物	2 000 000			2 000 000
2 機械及び装置	13 680 000			13 680 000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2 600 000			2 600 000
6 工具・器具及び備品	3 900 000			3 900 000
7 合計	22 180 000			22 180 000

2 - (2) 【取得金額】資産が全てなくなった場合（廃業・解散・転出など）

①「前年前に取得したもの(イ)」欄の金額を「前年中に減少したもの(ロ)」欄に記入してください。

②「計(ニ)」欄に『0』を記入してください。

※申告書右下の「18備考」欄の3に○をつけてください。

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ) - (ロ) + (ハ)
1 構築物	2 000 000	2 000 000		0
2 機械及び装置	13 680 000	13 680 000		0
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2 600 000	2 600 000		0
6 工具・器具及び備品	3 900 000	3 900 000		0
7 合計	22 180 000	22 180 000		0

2 - (3) 【取得金額】資産の増減がある場合（増・減した資産を明記した種類別明細書が必要です）

①減少資産の合計は「前年中に減少したもの(ロ)」欄、増加資産の合計は「前年中に取得したもの(ハ)」欄に記入してください。

②「前年前に取得したもの(イ)」から減少・増加を差し引きした額を「計(ニ)」欄に記入してください。

※申告書右下の「18備考」欄の1に○をつけてください。

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ) - (ロ) + (ハ)
1 構築物	2 000 000	1 000 000	1 200 000	2 200 000
2 機械及び装置	13 680 000	680 000	800 000	13 800 000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2 600 000			2 600 000
6 工具・器具及び備品	3 900 000		250 000	4 150 000
7 合計	22 180 000	1 680 000	2 250 000	22 750 000

2 - (4) 【取得金額】初めて申告書が届いたが、該当する資産がない場合

「計(ニ)」欄に『0』を記入してください。

※申告書右下の「18備考」欄の3に○をつけてください。

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ) - (ロ) + (ハ)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具・器具及び備品				
7 合計				0

マイナンバー(個人番号)・法人番号について

個人番号を記載した申告書を提出する際は、番号法に定める本人確認(番号確認および身元確認)のため、本人確認書類(免許証、健康保険証など)が必要です。(郵送の場合は写しを提出。健康保険証の写しの場合は、被保険者の記号・番号、保険者番号、二次元コードを消して下さい。)

なお、**申告書の控用には個人番号を記載しないようお願いします。**

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合やeLTAX(電子申告)による申告の場合は、本人確認書類の提示・添付は不要です。

※ 個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

申告書の書き方がわからない場合

P. 11 以降の記載例をご覧のうえ記入をお願いします。

説明が必要な場合は、以下のものをご用意のうえ、資産税課償却資産担当にお問い合わせください。

資産の取得年月及び取得価額のわかる書類(固定資産台帳または簡易台帳、所得税青色申告決算書、法人税確定申告書など)

※共同住宅等を建築された方、また既存の店舗・事務所等を取得された方で、建物と駐車場等構築物を「一式」として取得された場合は、**建物を除く構築物等資産それぞれの取得価額が必要**となりますので、あらかじめ施工業者や売主等に確認の上、明細(工事内訳書等)をご用意ください。

申告書提出前のチェックリスト

(1) 申告書

- ☐ 名前・住所に間違いはありませんか。
- ☐ 前年度の申告と前年度の取得価額(イ)欄は合っていますか。(前年度申告された方)
- ☐ 取得価額欄に金額が正しく記入されていますか。
- ☐ 「計(二)」欄と「7 合計」欄の計算結果は合っていますか。
- ☐ 「18備考」欄の該当箇所に○がついていますか。
- ☐ 電話番号(日中連絡の取れる電話番号)、担当者名、税理士等の名前、連絡先が記入されていますか。

(2) 種類別明細書

- ☐ 資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数の記入もれ・記入誤りはありませんか。
- ☐ 全て越谷市内に存在する資産ですか。
- ☐ 申告対象外の資産は含まれていませんか。
- ☐ 決算終了後から令和7年1月1日までに取得した資産は含まれていますか。
- ☐ 申告もれ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。

(3) その他

- ☐ 切手を貼った返信用封筒は同封されていますか。(控用に受付印が必要な場合)

※郵便料金が変わりました(R6. 10～)
(詳しくは日本郵便㈱ HP まで)

・ 長形3号(A4三つ折り) 50g以内 → **110円**
・ 角形2号(A4そのまま) 50g以内 → **140円**

◆申告書を郵送する際の宛先ラベルとしてご利用ください

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市役所
行財政部 資産税課 償却資産担当

